

3-10 管理運営

A 群・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B 群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

B 群・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本研究科においても研究科長は、事実上の教学の意思決定協議機関である学部長会（兼研究科長会）のメンバーである。

① 研究科長

研究科長の選任は、当該研究科教授会構成員の中から選挙により候補者を選出して、理事会が決定することとしている。ただし、2005年度は開設初年度のため、学長の推薦に基づき理事会が決定した研究科長が選任されている。

本章 IV. 専門職大学院の取組

② 研究科教授会

専任教員をもって構成される。特任教員（みなし専任）は構成員とならないが、カリキュラムの改編や成績等の原案作成を行う教務委員会の構成員にはなっている。とくに教務委員会はカリキュラム開発や教材作成も担うため、専任教員に限らず必要に応じて兼担、兼任教員の参画も予定している。このほか、特任教員はFD委員会、自己点検・評価委員会及び入試検討委員会等の構成員となることができる。

なお、研究科教授会は原則として月2回開催する。審議事項については「専門職大学院学則」第56条に規定している。

③ 各種委員会

教務委員会、論文審査委員会、FD委員会、FD委員会の下部組織としての教材開発作業部会、自己点検・評価委員会、入試委員会、エクスターンシップ運営委員会、就職委員会、図書委員会などがある。委員会の決定は教授会の審議によって有効となる。